

バランス振替規定（BA-PLUS 用）

本規定は、当社がBA-PLUS に付随して提供する「バランス振替」に関する事項を定めます。

第1条（定義）

本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「バランス振替」とは、予めお客さまが登録した条件に従い、定期的に振替処理を行うサービスをいいます。
- (2) 「回収指定口座」とは、バランス振替に係る振替依頼において、振替資金の引き落とし口座として指定された口座をいいます。
- (3) 「分配指定口座」とは、バランス振替に係る振替依頼において、振替資金の振替先として指定された口座をいいます。
- (4) 「手数料」とは、振替処理を実行する対価として、別途当社が定める手数料をいいます。
- (5) 「サービス利用料」とは、バランス振替を利用する対価として、別途当社が定める利用料をいいます。

第2条（適用）

1. 本規定は、「預金口座取引一般規定」（以下「一般規定」といいます）、「BUSINESS ACCOUNT規定」（以下「BA規定」といいます）、「SOHO ACCOUNT規定」（以下「SOHO規定」といいます）および「BA-PLUS規定」に付帯し、本規定に定めのない事項については、一般規定、BA規定、SOHO規定およびBA-PLUS規定が適用されるものとします。なお、バランス振替に関する事項について、本規定の定めが一般規定、BA規定、SOHO規定またはBA-PLUS規定の定めと異なる場合は、本規定が他の規定に優先して適用されるものとします。
2. BA-PLUS規定に定義された用語は、本規定においても同じ意味に用いるものとします。

第3条（利用申込）

1. バランス振替は、BA-PLUSを設定する法人のお客さまに限り利用を申し込むことができます。
2. 管理者または承認者が、当社所定の方法によりバランス振替の利用を申し込んだ場合、当社は、原則として当該申込を受領した時点でこれを承諾するものとし、当社の承諾をもってお客さまと当社の間で本規定に係る契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。

第4条（振替条件の登録、変更および削除）

1. 管理者または承認者は、バランス振替の利用にあたり、当社所定の方法により当社所定の振替条件を登録、変更または削除できるものとします。なお、回収指定口座および分配指定口座に指定できるのは、BA-PLUSの対象口座に限ります。
2. バランス振替における振替限度額は、管理者または承認者がBA-PLUSにおいて別途設定する金額とし

ます。

3. 振替条件の登録、変更および削除が行えるのは、それぞれ当社が定める日の当社所定の時刻までとします。
4. 前項の定めにかかわらず、当社は、その裁量により、振替日当日の振替条件の登録、変更または削除を受け付けない場合があります。当社は、この場合であっても責任を負いませんので、振替条件の登録、変更および削除は、余裕をもって行ってください。

第5条（振替処理）

1. 当社は、登録された振替条件に従い回収指定口座から分配指定口座への振替処理を行います。
2. 振替処理を実行する時刻は、当社の処理の都合上、お客さまが指定した振替時間よりも遅くなる場合があります。当社は、この場合であっても責任を負いませんので、振替時間は、余裕をもって指定してください。
3. 当社は、何らかの理由により振替処理ができない場合（回収指定口座または分配指定口座の解約、預金の差押などによる支払い停止等の場合も含みます）、当社所定の方法により管理者にその旨を通知します。この場合、当社は、登録された振替条件に係るすべての振替依頼が取り消されたものとみなし、いっさいの振替処理を行いません。

第6条（振替記録等の閲覧）

1. 管理者、承認者または作成者は、当社所定の期間中、バランス振替に係る振替処理状況および振替記録を閲覧することができます。
2. 管理者または承認者は、当社所定の期間中、バランス振替に係る操作履歴を当社所定の方法により確認することができます。

第7条（対価の支払い）

1. お客さまは、当社所定の条件にしたがい、当社所定のサービス利用料を支払うものとします。
2. 当社は、当社所定の期日までに、サービス利用料をお客さまが指定する口座から引き落とすものとします。
3. お客さまは、当社所定の手数料を支払うものとし、当社は、振替処理時にお客さまが指定する口座から手数料を引き落とすものとします。なお、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、何らかの理由により振替処理ができなかった場合であっても、当社は、手数料を申し受けます。
4. 当社は、サービス利用料または手数料の引き落としができなかった場合、ただちにバランス振替の提供を停止することができるものとします。
5. サービス利用料および手数料の引き落とし口座は、当社に開設された預金口座に限るものとします。

第8条（バランス振替の取扱時間）

バランス振替の取扱時間は、原則として24時間365日とします。ただし、当社が、システム点検その他の

やむを得ない事由によりサービス提供を停止している場合はこの限りではありません。

第9条（解除）

1. バランス振替の利用を終了する場合、管理者または承認者は、当社所定の方法により本契約の解除を申し込むものとします。
2. 当社は、原則として前項に定める解除の申込みを受領した時点でこれを承諾するものとし、当該承諾時をもって本契約が解除されるものとします。なお、当社が登録された振替条件に従い振替処理に着手した後に解除が行われた場合、当該振替処理については、引き続き本契約の規定が適用されるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、いつでも本契約を解除できるものとします。
 - (1) お客さまが、本規定の変更に同意しないとき
 - (2) お客さまが、本規定の定めに違反したとき
 - (3) 理由の如何を問わず、お客さまのBA-PLUS の利用が終了したとき
 - (4) その他本契約を継続しがたい事由が生じたものと当社が判断したとき
4. 当社は、本契約の解除によりお客さまに生じた損害につき一切責任を負いません。

第10条（サービスの変更、中止または終了）

1. 当社は、当社が別途定める方法で告知することにより、バランス振替のサービス内容を変更できるものとします。
2. 当社は、当社が別途定める方法で告知することにより、バランス振替の提供を中止または終了することができるものとします。

第11条（免責）

当社は、次の各号に定める場合、当該事由に起因する損害について一切責任を負いません。

- (1) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、または裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が発生したとき
- (3) 当社がバランス振替のサービス内容を変更し、またはバランス振替の提供を中止もしくは終了したとき
- (4) 当社の責めに帰すべき事由がないとき

第12条（本規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。
2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の本規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、また

はその他相当の方法で公表することにより周知します。

3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まで変更の内容に応じて相当の期間をおくものとしします。

以上